○財務省告示第八十九号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）

別表独立行政法人教員研修センターの項を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）

別表独立行政法人日本貿易保険の項を削る。

○財務省告示第九十号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）

別表独立行政法人教員研修センターの項を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）

別表独立行政法人日本貿易保険の項を削る。

○財務省告示第九十一号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）

別表独立行政法人教員研修センターの項を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）

別表独立行政法人日本貿易保険の項を削る。

○財務省告示第九十二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件（平成十二年二月大蔵省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表第三㈠の項中「及び第十四条第二項（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）」を削る。

別表国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）

別表独立行政法人教員研修センターの項を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）

別表独立行政法人日本貿易保険の項を削る。

○財務省告示第九十三号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）

別表独立行政法人教員研修センターの項を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）

別表独立行政法人日本貿易保険の項を削る。

○財務省告示第九十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第五項及び第六項並びに第二十八条第五項及び第六項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本文に次の一号を加える。

（自動車教習所用の車両及び運搬具）

三　法第十一条第一項の表の第三号及び第四十三条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける車両及び運搬具並びに期間　別表三に掲げる車両及び運搬具並びに期間

別表一中「平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に改める。

別表二1の項中「平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に改め、同表2の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表三　自動車教習所用の車両及び運搬具

車両及び運搬具	期間
自動車教習用準中型自動車（専ら道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条第一項の規定により指定自動車教習所として指定された同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所における自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業の用に供される同法第三条の準中型自動車のうち、主として同法第八十四条第三項の準中型自動車免許を受けようとする者に対する当該教授に使用されるもので、次に掲げる要件の全てに該当するものに限る。） 一　車両総重量が三・五トン以上七・五トン未満であり、又は最大積載量が二トン以上四・五トン未満であること。 二　前軸軸距が一・三〇メートル以上であること。 三　車体の長さが四・四〇メートル以上四・九〇メートル以下であること。 四　車体の幅が一・六九メートル以上一・八〇メートル以下であること。	平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで